



# 肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農業者の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の低減に取り組む農業者の皆様への肥料費を支援します。

対象は県内在住で出荷・販売実績のある農業者に限ります。

## 支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

## 支援の内容

化学肥料低減の取組を行っている、又は今後行うことを条件に、前年度から増加した肥料費について、最大**8.5割**(国7割+県1.5割)を支援金として交付します。

支援金 =

価格上昇率は今後「秋肥」「春肥」ごとに国が決定します。

$$\left[ \text{当年の肥料費} - \left( \frac{\text{当年の肥料費}}{\left[ \begin{array}{c} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \div \left[ \begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ \text{0.9} \end{array} \right]} \right] \times 0.85$$

## 申請に必要なもの

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票及び領収書(又は請求書)など)

秋肥と春肥はそれぞれの申請期間に別々に申請してください。

- 2 化学肥料低減に向けた取組を**2つ又は3つ以上必ず**実施すること
  - ・ 国事業(7割補填)に申請する場合は、2つ以上、
  - ・ 県事業(1.5割補填)にも申請する場合は**3つ以上**の取組が必要です。

次のページを参照



# 農業者の皆様に記入いただくもの



参考様式第2号  
(様式第11号)

提出日: 令和 年 月 日

## 化学肥料低減計画書

取組実施者名

代表者氏名

殿

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
-----	-----------

秋用肥料	春用肥料
------	------

注: 該当するものに○を付けること

国事業	県事業
-----	-----

注: 申請するものに○を付けること

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組むものに○を記入してください。

- ・ 国事業は2つ、県事業は3つ以上に○が付けばOKです。
- ・ これまで既に取り組んでいるものもカウントできます (その場合、1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含めてください。)

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ(県事業は3つ)以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。
3. 々の取組(有機農産物の生産等)に「○」があれば、他の取組に「○」がなくても構いません。(国、県事業共通)



取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)	○	◎
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( )		
タ 有機農産物、特別栽培農産物の生産に取り組んでいる、環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けている等、全作付面積の半分以上を占める作物又はこれに準ずる作物群のうち2品目以上で化学肥料の3割低減を大幅に超える取り組みが行われていることを証明できる。		

この計画書以外にも誓約・同意書等の必要な書類があります。

## 申請方法



肥料を購入した各JA、肥料販売店等の「取組実施者」へ購入した肥料について申請してください。  
複数の販売店で肥料を購入している場合は、それぞれの販売店へ申請してください。

「取組実施者」ごとに、5戸以上の農業者が参加する必要があり、各JAや肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを想定していますが、購入先の肥料販売店が取りまとめて申請を行わない等の場合、5戸以上の農業者のグループを作っていただき、申請していただくことも可能です。  
(代表者の定めや、規約・規程類が整備されていることが必要です。)

## 申請に必要な書類

- ① 化学肥料低減計画書(参考様式第2号)
- ② 誓約・同意書
- ③ 注文票と領収書(又は請求書)
- ④ ③の書類が複数になる場合は、肥料注文一覧表に記載して提出(参考様式第2号 別添)  
※④については、販売店が作成する「販売証明書」等の一覧表で対応できる場合もあります。

## 秋肥の申請スケジュール

申請は「秋肥」と「春肥」の2回に分けて行います。  
「秋肥」の申請スケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和4年11月7日  
～12月20日

農業者→販売店「取組実施者」への申請期間

令和4年12月末頃～

販売店→農業者への支援金の交付開始  
(農業者へは12月末～2月中を目途に順次支援金の交付を行う予定)

※上記のスケジュールは今後の申請状況によって変更する可能性があります。

※「春肥」の申請スケジュールについては、詳細が決まり次第、改めてお知らせします。



問 い



答 え

<p>① 化学肥料の使用量を実際に何割減らすことが支援の要件ですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 取組メニューのうち、<b>国の補填(7割)事業に申請するためには2つ以上、県の補填(1.5割)事業に申請するためには3つ以上</b>行っていただくことが支援の要件です。</li></ul>
<p>② 化学肥料の使用量低減の取組はいつまでに行う必要がありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和4年度又は令和5年度中に化学肥料低減計画書に○及び◎をつけた取組メニューを<b>確実に</b>行っていただくことが要件です。</li><li>・ また取組を行ったことが<b>後日確認できる書類等を必ず保管</b>しておいてください。</li></ul>
<p>③ 既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>既に取り組んでいるものもカウント</b>します。</li><li>・ その際は、既に行っている取組の<b>拡大や改善</b>で良いので、<b>新たな取組を1つ以上</b>行ってください。</li></ul>
<p>④ 県事業に申請したいが、3つ以上低減に取り組むのは、難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県事業は<b>国事業に上乗せして、化学肥料の低減の取組を強力に行って</b>いただく農家の方を支援する仕組みとなっています。</li><li>・ 国事業だけでも申請することは可能ですので、それぞれの営農の状況に応じて検討をお願いします。</li></ul>
<p>⑤ 県事業と国事業は別々に申請する必要がありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1つの様式で<b>国と県事業の両方に</b>申請できる様式にしています。</li><li>・ 様式内に申請する事業に○をつける欄がありますので、ご確認ください。</li></ul>
<p>⑥ いつ頃までに申請すれば良いですか。また、いつ頃支援を受けられますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 秋肥と春肥で申請時期は異なりますので、それぞれの対象期間内に申請をお願いします。</li><li>・ 秋肥については<b>12月末頃から順次支払い</b>を行う予定ですが、申請状況によっては、<b>支払いが遅れる可能性</b>もありますのでご了承ください。</li></ul>

随時以下の岡山県農産課のHPで情報をお伝えしていきます。

<https://www.pref.okayama.jp/page/811747.html>

申請先等については、肥料を購入した各JA・肥料販売店へ各自ご相談ください。